

### 3 基本目標達成のための施策

#### 第1編

未来を拓く人が  
はぐくまれています

#### 大 紹

##### 第1章

##### 安心して子どもを産み、育てることのできるまち

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指します。

##### 第2章

##### 持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち

児童生徒が持続可能な社会の創り手となるよう、夢や目標に向かって意欲的に学ぶ力を育成するとともに、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら主体的に解決する力を育成します。

##### 第3章

##### 専門的な教育の機会が確保され、高等教育機関等との連携や交流が進むまち

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

##### 第4章

##### 未来に向けて、ともに学び、地域で行動する人がはぐくまれるまち

次世代を担う子どもたちを中心に、ともに学び、考え、行動する人がはぐくまれるまちを目指します。

##### 第5章

##### スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

##### 第6章

##### 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

##### 第7章

##### 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

## 第1章

# 安心して子どもを産み、 育てることのできるまち

## 基本方針

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指します。

そのため、市民の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
子育てをしやすいと思っている市民の割合	55.3%	65.0%

## 現況と課題

- 多くの若者は、子どもは日々の生活を豊かにしてくれるという意識を持っています。若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き、子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていくことが必要です。
- 出産を担う年齢層の流出や、経済的不安、結婚観の変化、出会いの機会の減少等による未婚化・晩婚化の進行により、出生数が減少しています。出会いの機会の創出や結婚を支援することで、少子化対策や定住促進に取り組むことが求められています。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊娠婦やその家族を支える力が弱くなる中、本市においては、平成30（2018）年4月に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター（はぐはぐOomuta）を開設しました。今後も、関係機関等とのさらなる連携強化により、妊娠婦等への相談支援の充実を図っていく必要があります。また、妊娠・出産・子育てに関して、男女が共に学び、親としての自覚を形成するとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等、地域全体で子育てを支援することが大切です。
- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育ニーズに対応した子育て支援の充実や経済的負担の軽減が望まれており、学童保育所等の待機児童解消等、子育て支援の施策や事業に取り組んで行く必要があります。
- ひとり親家庭や発達障害を含む障害児への支援の充実、近年全国的に増加している児童虐待事案へ対応するための体制強化及び虐待防止のための相談体制の充実が求められています。



## 施策推進の視点

視点  
1

### 結婚や子育ての希望実現に向けた支援

独身男女の出会いの機会の創出や、若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き子どもを産み育てるためのライフデザインを学ぶ機会の創出に取り組みます。

視点  
2

### 母と子どもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母と子どもの健康づくりを推進します。

視点  
3

### 地域における多様な子育て支援

子どもや家庭の実情に応じて、柔軟な子育て支援を行います。  
また、子育て情報や家庭教育に関する学習機会の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

視点  
4

### 仕事と家庭が両立できる環境づくり

働きながらでも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と事業者の意識醸成に取り組みます。

視点  
5

### 様々な家庭への子育て支援の充実

ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談・支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害等への相談・支援の充実を図ります。



家族で行こ行こわくわくDay

## 第2章

# 持続可能な社会の創り手を育成する 学校教育が充実しているまち

## 基本方針

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、夢や目標に向かって意欲的に学ぶ力を育成するとともに、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら主体的に解決する力を育成します。

そのため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」などの特色ある学校教育を展開するとともに、知育・德育・体育のバランスが取れた教育を推進します。また、各学校が多様な教育活動を展開することができるよう、学校教育環境を充実させます。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
将来に向けて意欲を持って取り組もうとする中学3年生の割合	78.6%	80.0%

## 現況と課題

- 複雑で変化の激しい時代においても、一人一人の児童生徒が主体的に学び「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」を身に付け、持続可能な社会の創り手となることができるようするため、新学習指導要領（令和2（2020）年度から小学校で、令和3（2021）年度から中学校で全面実施）を着実に実施していく必要があります。
- 本市は、全国に先駆けてESDに取り組み、持続可能な社会の構築について自ら考え、行動することのできる児童生徒の育成を進めてきました。今後も、日本におけるESDのリーディングシティとして、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するため、ESDを一層推進していく必要があります。
- 本市は、全国に先駆けて小学校の英語教育に力を入れ、実績を積み重ねてきました。今後、新学習指導要領の全面実施による小学校での英語の教科化などを踏まえ、各学校における指導方法の充実や学校種間の連携などの取組みを一層強化していく必要があります。
- 児童生徒自らが、日常的にいじめや不登校の問題を考え、実践してきたことにより、本市では、ほとんどの児童生徒が「いじめは、どんな理由があつてもいけないことだ」という意識が高くなっています。一方で、不登校については、その要因や背景があります複雑化・多様化しています。今後も、不登校へのきめ細かな対応を行うとともに、いじめを許さない、みんなが笑顔で登校する「思いやり・親切」のある学校づくりを進めていく必要があります。
- 体力の向上については、児童生徒が日常的に運動に取り組めるよう工夫したことなどにより、近年の全国調査の結果では本市の小・中学生ともに向上が見られるようになっています。今後は家庭とも連携し、運動の意欲の向上と運動習慣の定着を図っていく必要があります。
- 児童生徒数の減少や学校の小規模化の進行によって生じる課題を解決し、良好な教育環境を整備するため、学校再編整備を推進しています。学校再編整備にあたっては、再編後の教育環境について保護者や地域の十分な理解を得る必要があります。
- 学校と地域の連携の推進を図るため、保護者や地域住民の力を学校運営に活かす観点から研究を進めてきました。今後もさらに、各学校と地域の実情を踏まえ、関係機関等も含めた学校運営の在り方などの研究を進め必要があります。また、家庭や地域の教育力を向上させ、健全な青少年を育成するため、「共に育ち、共に育てる（共育）」の風土の醸成に取り組んできました。今後も、学校・家庭・地域が連携し、「共育」とともに、子どもに寄り添い互いの心を響かせ合いながら元気で明るい子どもたちを育成していく（響育）必要があります。



## 施策推進の視点

視点  
1

### 未来を創る児童生徒を育成する特色ある教育の展開

持続可能な社会の創り手をはぐくむ教育であるESDをさらに推進するほか、英語教育の充実、世界遺産学習や海洋教育の推進、ICTの活用、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の一層の充実、学び直す教育の機会の確保などの特色ある学校教育を展開します。

視点  
2

### 子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を広げる

「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」を児童生徒にバランスよくはぐくむとともに、その個性や能力を伸ばし、可能性を広げます。また、障害のある児童生徒一人ひとりの状態に応じ、具体的で細かな支援や指導の充実に努めます。

視点  
3

### 学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、小中学校の適正規模・適正配置に向けた再編整備を推進するとともに、多様な学習活動に対応でき、児童生徒等が安全で快適に学び、過ごすことができる施設の整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

視点  
4

### 安心して学べ、地域とともにある学校づくり

いじめ防止対策、不登校へのきめ細かな対応、経済的困難を抱える保護者の支援や、学校、家庭、地域の連携による児童生徒の規範意識の育成、「共に育ち、共に育てる（共育）」と「響き合って、育ち合う（響育）」の風土の醸成など、安心して学べ、地域とともにある学校づくりを進めます。



世界遺産学習「宮原坑子どもボランティアガイド」

## 第3章

# 専門的な教育の機会が確保され、高等教育機関等との連携や交流が進むまち

## 基本方針

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

そのため、高等教育機関等との連携を進めながら、学部や学科などの多様化を促進し、専門的で高度な教育を受ける機会を確保するとともに、高等教育機関等の持つ知見を地域課題の解決に活かしていきます。さらには、まちづくりに高等教育機関等の学生等の参加を促すことを通して、まちを支える人づくりを促します。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
高等教育機関等との連携事業数	30事業 (※過去3年間の平均)	30事業

## 現況と課題

- 国においては、地方創生をより一層推進する観点から、地域と連携した課題解決や地域産業を担う高度な地域人材の育成等に取り組む高等教育機関等への支援の強化、雇用創出・若者定着に向けた取組みが進められており、高等教育機関等がまちづくりに幅広く貢献していくことが求められています。
- 本市には、帝京大学福岡キャンパスや有明工業高等専門学校をはじめ、4校の公立高等学校、3校の私立高等学校が立地しています。高等教育機関等の存在は、本市の教育水準の向上や教育を受ける機会の多様化に寄与するとともに、高度な専門教育による優秀な人材の輩出や地域の活性化等が期待されることから、今後も多様な学びの場の確保や充実が望されます。
- 本市は、帝京大学、久留米大学、有明工業高等専門学校をはじめ、東京大学高齢社会総合研究機構と包括協定を締結し、教育や健康・福祉、空家活用などにおける連携を進めています。今後も高等教育機関が持つ専門性、知見を様々なまちづくりの分野に活かしながら、新たな人材交流や産業の創出をはじめ、より幅広い分野における連携へとつなげていくことが期待されています。
- 帝京大学における学生ボランティアによる活動や、有明工業高等専門学校における空家の調査や利活用、市営住宅のコミュニティ活性化などへの取組み、さらには、各高等学校の学生が主体となり、まちの魅力をPRする活動等が進められています。こうした取組みは、本市のまちづくりの一翼を担うとともに、本市への愛着を醸成するなど、まちを支える人づくりに寄与することから、そのような機会の充実が求められています。



## 施策推進の視点

視点  
1

### 高等教育機関等との連携の推進

地域において高度な教育を受けることができる環境の充実を図るために、高等教育機関等との連携を強化し、学部や学科などの多様化を促進するとともに、同機関等が持つ教育資源の有効活用や情報の交流を推進します。また、市民がより高度な知識や情報を得ることができるよう、高等教育機関等における公開講座等の開催を促進します。

視点  
2

### 学生等のまちづくりへの参加促進

地域の取組みや行政が実施する事業への参加を促すことを通じて、豊かな人間性と自主性、社会性を涵養し、主体的な活動などに結びつくよう人づくりを支援します。



帝京大学福岡医療技術学部での市長講義の様子

## 第4章

# 未来に向けて、ともに学び、地域で行動する人がはぐくまれるまち

## 基本方針

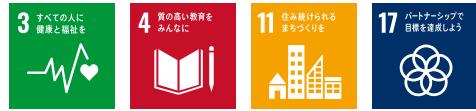
次世代を担う子どもたちを中心に、ともに学び、考え、行動する人がはぐくまれるまちを目指します。

そのため、子どもたちの人間性、社会性、郷土愛などを地域や社会全体ではぐくむとともに、全世代にわたり、社会の課題を身近な問題ととらえ、地域での「つながり」や「関係性」を大切にする人をはぐくみ、持続可能な地域づくりを進めます。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
将来、大牟田のために役に立ちたいと思う高校生等の割合	—	90.0%
地域にある課題解決に向けて、自らが出来ることに取り組みたいと思う市民の割合	47.5%	50.0%

## 現況と課題

- 本市の人口は減少の一途をたどることが予想されており、特に生産年齢人口の減少が著しく、持続可能な社会の構築に向けて、10年、20年後のまちづくりの担い手となる子どもを地域や社会全体で育てることが喫緊の課題となっています。そのため、子どもを対象とした人間性、社会性、郷土愛を育む取組みや高校生を中心に、郷土をより良いまちに変えていくこうとする姿勢や将来にわたってまちづくりに参画する姿勢を確立する取組みが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていくことが必要です。特に高齢者の社会参加の促進と多世代交流による地域づくりを進めていくことが求められます。
- 多くのボランティア団体や地域団体が高齢化を起因とした様々な問題を抱えている一方、社会教育・生涯学習基礎調査において、若者は、自ら企画して実践するボランティア活動等に対する関心度が高いことが分かっています。このことから、ボランティア活動や地域活動において多世代間の交流を促すとともに、若者の関心にあつた活動や活動の場を生み出す取組みが求められています。
- 本市において、現在、学校教育を中心に取り組んでいるESDは、一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための学びであり、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後は社会教育においても、地区公民館を中心に積極的な事業展開が求められます。
- 現在の超高齢社会に起因する後継者不足等の問題は、将来的には地域のまちづくり組織の運営等にも大きく影響することが危ぶまれていることから、地域が直面する課題を把握し、地域づくりにつながる学習活動や、地域課題を解決する仕組みづくりが必要です。
- 社会教育・生涯学習基礎調査の結果では、学習情報の提供を求める声が多くなっています。また同調査では、学んだ成果を地域や人々のために活かしたいと思っている人の割合が約6割となっています。そこで、市民が学んだ知識や技能を社会へ還元することができる「知（学び）の循環」の仕組みづくりが求められており、それには社会教育施設等の機能向上が必要です。
- 近年の非行の背景には、家庭や社会環境の変化に伴う、青少年自身の規範意識の低下や親子関係の希薄化、地域の教育力の低下など、様々な問題が絡み合っています。また、情報化の進展に伴い、インターネットによるいじめや依存の問題をはじめ、ひきこもりやニートの問題などの多様化する問題に対し、個別の対応を必要とする青少年への支援の充実が求められています。



## 施策推進の視点

視点  
1

### 次世代を担う子どもをはぐくむ

次世代を担う子どもたちが、さまざまな体験や活動を通じて社会を生き抜く力を身に付けるとともに、郷土愛や将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくむ取組みを行います。

また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の人が、学習活動や地域活動を通じて子どもの成長を支えるとともに、自らも人生100年時代における人づくりへとつながるような取組みを進めます。

視点  
2

### ESDを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくり

市民の主体的な学びや活動の機会を設けるにあたり、人と人、人と地域、地域と地域の「関わり」・「つながり」をはぐくむといったESDの視点を持った取組みを展開することで、「人づくり」・「つながりづくり」を進めます。それにより、地域が直面する課題を市民自らが発見し共有し解決していく、持続可能な「地域づくり」へとつなげていきます。

視点  
3

### 学習環境の整備・充実

さまざまな手法を用いて学習に関する情報や場を提供するとともに、個人の要望に応える学習をきっかけとして、社会の要請に応える学習・活動へつなげる働きかけや工夫を行います。

さらに、市民が身近な地域で学習活動を行えるよう環境整備を図ることにより、生涯学習、ボランティア活動、地域活動を促進します。

視点  
4

### 青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導・相談・環境浄化などの健全育成活動の充実に努め、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、インターネットによるいじめ・依存防止のための適正利用や被害防止の啓発を行うほか、ひきこもりやニートなどの問題に対し、関係機関などと連携強化を図り支援します。



通学合宿での調理

## 第5章

# スポーツを通して生きがいに満ち、 活気にあふれるまち

## 基本方針

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

そのため、いつでも、どこでも、誰でも気軽に生涯にわたりスポーツに親しむことができるための機会づくりや支援の仕組みづくり、また、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和4年度末)
1年間のうち、週1回以上の運動・スポーツの実施率	41.6%	50.0%

## 現況と課題

- スポーツは、心身の両面に影響を与え、健康・体力づくり、交流・仲間づくり、生きがいづくりを促すほか、地域のコミュニティづくりやまちの活性化など多様な効果が期待されています。
- 本市では、運動・スポーツを全く行っていない成人が半数を占めています。これは国・県と比べて、運動・スポーツの実施率は低い状況となっており、市民の体力向上や健康づくり等のためのスポーツの習慣化が課題となっています。そのため、地域の身近な所で運動に親しめる仕組みづくりが重要となっています。
- 本市では、平成2（1990）年にスポーツ都市宣言を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。さらには、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めており、体育協会をはじめスポーツ団体や各種団体などと連携した活動を行い、市民大会はもとより全九州都市対抗陸上競技大会、西日本中学駅伝競走大会などの広域的な各種大会も開催されています。
- 本市では、高等学校における部活動は盛んであり、各種競技大会で全国的にも好成績を残しています。しかしながら、地域に密着したスポーツ少年団においては、少子化の影響で団員が減少し、また、中学校の部活動においては、学校の小規模化に伴い、希望する部活動が選択できない状況が生じています。
- 本市には市民体育館をはじめ、延命球場、御大典記念グラウンド、武道場、テニスコートなどの市営の施設や県営の施設として緑地運動公園があります。しかし、市民体育館など一部には老朽化が進んだ施設もあり、その対応が課題になっています。



## 施策推進の視点

視点  
1

### 気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルや心身の状況に応じて運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができるよう、多様なスポーツ活動の機会をつくります。

視点  
2

### スポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が主体的かつ計画的に多様なスポーツ活動に取り組むことによって、豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みをつくります。

また、スポーツ都市宣言推進協議会や体育協会をはじめとする各種団体と連携し、各種スポーツ大会の奨励、トップレベルの競技大会の誘致など、スポーツ事業の充実・発展に努めます。

視点  
3

### スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽に運動やスポーツ活動へ参加ができるよう、多様なスポーツの場の充実を図るとともに、必要に応じて指導を受けることができるよう、指導者の養成、確保、資質向上やきめ細やかなスポーツ情報の提供などに努め、スポーツがしやすい環境をつくります。

また、市民体育館など老朽化した施設への対応をはじめ、安全で快適なスポーツ環境の整備・充実に努めます。



市民健康マラソン大会

## 第6章

# 文化芸術に親しみ、 心豊かに生活できるまち

## 基本方針

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

そのため、郷土の歴史と遺産を学び、理解する機会づくりや、市民が文化芸術に親しみ、参加できる機会づくりを推進します。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
1年間に、ホールや施設などで文化芸術を直接鑑賞したことがある人の割合	57.9%	80.0%

## 現況と課題

- 世界文化遺産として登録された三池炭鉱関連施設については、世界遺産条約に基づき、適切に保存・管理を行い、未来へ継承するとともに、世界文化遺産としての価値について理解を促進していく必要があります。また、市内に存在する多くの貴重な近代化産業遺産や文化財の中には認知度が低いものもあり、市制100周年記念事業の一環として作成している市史を活用するなど、より多くの市民が郷土の歴史や文化を理解し、愛着を持つもらう取組みが必要です。
- 文化芸術は、市民の心を潤し、豊かな感性や個性を育て、地域に活力を与えます。しかしながら、まちづくり市民アンケートの結果では、文化芸術活動への参加率は低い結果となっています。そのため、多くの市民が文化芸術事業に関心を持ち、参加する人が増えるよう、質の高い、魅力的な文化芸術活動に触れる機会や、身近な場所での鑑賞や体験の機会を充実させる取組みが必要です。
- 次世代を担う人を育むためには、子どもの頃から優れた文化芸術に触れることが重要であり、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、より多くの子ども達が質の高い文化芸術に触れる機会を提供することが必要です。
- 文化芸術活動を行っている人の高齢化が進んでいることから、誰もが気軽に参加できる文化芸術の環境づくりにより、後継者を育成することが必要です。また、若い世代の関心に合わせた文化芸術事業に若者自らが参画することで、「ふるさとの役に立ちたい」という思いを持てるような機会を創出することが求められています。あわせて、活動団体と学校や地域をつなぎ、文化芸術を通した世代間交流やコミュニティ活動の活性化を進めることも重要です。
- 本市は、市民の文化芸術活動の拠点となる文化会館、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有していますが、老朽化が進んでいるため、適切な維持・補修が必要です。さらに文化施設には、人々の居場所となり社会参加の出番や出会いの場を創出するなど、新たな役割が求められています。



## 施策推進の視点

視点  
**1**

### まちの歴史や文化を知る・学ぶ

世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設などをはじめ、地域に残されている近代化遺産や有形・無形の文化財の適切な保存や、それらの歴史を「見える化」するなどの活用に向けた取組みを通して、郷土の歴史や文化に触れ、現在や未来とのつながりを理解する機会を充実します。

視点  
**2**

### 文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもが文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、若者が文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

視点  
**3**

### 文化芸術の環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援等により、市民が身近に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。また、文化芸術により生み出される様々な価値を人づくり、まちづくりの面で活かし、まちの魅力を高める取組みを進めます。あわせて、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これから文化施設が地域で果たす役割について改めて検討し、機能の充実を図ります。



大牟田市民文化のつどい

## 第7章

# 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

## 基本方針

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

そのため、人権問題についての正しい理解と、人権を尊重する意識の啓発を進めるとともに、関係機関等と連携し人権擁護の推進を図ります。また、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進めます。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
人権が尊重されていると思う市民の割合	61.5%	67.0%
性別による固定的な役割分担意識に同意しない市民の割合 <small>(※平成28年度実績)</small>	57.2%	65.0% <small>(※令和4年度末)</small>

## 現況と課題

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に関する様々な人権問題があり、それぞれ解決する必要があります。また、社会情勢の変化に伴い、インターネット等による人権侵害など新たな課題も発生しています。
- 平成28（2016）年には、部落差別解消推進法など人権に関する、いわゆる人権3法が施行されており、さらに人権問題についての正しい理解と認識を総合的に深めるための教育及び啓発を進めるとともに、関係機関等との連携により、人権擁護への対応を進める必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されてきましたが、依然として女性に対する差別や偏見が意識や行動の中に残っています。また、DV被害をはじめ、就労環境や子育て、介護など、様々な問題で悩む女性が多く存在します。こうしたことから、男女の役割を固定的に考えず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす意識づくりを行う必要があります。
- あらゆる分野において女性の社会参画が進んでいる一方で、未だ男性が中心となっていることが多い、女性の参画は十分ではありません。女性が自らの意識と能力を高め、力を発揮するとともに、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進める必要があります。



## 施策推進の視点

視点  
1

### 人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性を認識し、人権問題に対する正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

視点  
2

### 人権擁護の推進

人権問題の総合的な解決に向け、関係機関との連携を図りながら、人権擁護を推進します。

視点  
3

### 男女がともに生きる社会への意識づくり

家庭、職場、地域などの様々な分野において、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で行動していくための意識啓発等に取り組みます。

視点  
4

### 男女がともに参画する機会の確保

女性と男性がともに参画する社会環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の能力発揮促進や社会進出支援、女性人材情報の整備・充実などに取り組みます。



「人権の花運動」でのエコ風船飛ばしの様子

